

様式第2号 (第8条関係)

| 会議の概要報告           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----|-------|------------|----|------|--------------|----|------|--------------|----|-------|----------|-----|-------|-------------|----|------|-----------|----|-------|---------------|----|-------|-----------|---------|------|------------|----|-------|--------------|----|------|---------------|----|-------|-------|-----|-------|-------------------|----|-------|-------------------|----|-------|-------------------|----|-------|--------|----|------|------------|----|------|------------|-----------|------|
| 1. 会議の名称          | 令和2年度 第1回甲賀市少年センター協議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 2. 開催日時           | 令和3年1月26日(火) 13時30分～15時20分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 3. 開催場所           | 甲賀市役所 別館 会議室202・203                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 4. 議題             | 会長の選任について<br>平成31年度甲賀市少年センター活動状況について<br>令和2年度甲賀市少年センター活動状況について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 5. 公開又は非公開の別      | 公開                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 6. 出席者            | <p>《協議会委員》</p> <table border="0"> <tr> <td>甲賀市保護司会</td> <td>会長</td> <td>中本 欽三</td> </tr> <tr> <td>甲賀市更生保護女性会</td> <td>会長</td> <td>辻 好子</td> </tr> <tr> <td>甲賀市少年補導(委)員会</td> <td>会長</td> <td>林 善彦</td> </tr> <tr> <td>甲賀市青少年育成市民会議</td> <td>会計</td> <td>中井れい子</td> </tr> <tr> <td>甲賀市区長連合会</td> <td>副会長</td> <td>増田 信治</td> </tr> <tr> <td>甲賀市PTA連絡協議会</td> <td>顧問</td> <td>戎脇 浩</td> </tr> <tr> <td>甲賀市中学校校長会</td> <td>校長</td> <td>宮治喜代司</td> </tr> <tr> <td>甲賀市湖南市高等学校校長会</td> <td>校長</td> <td>平野 宏文</td> </tr> <tr> <td>甲賀公共職業安定所</td> <td>統括職業指導官</td> <td>谷 浩明</td> </tr> <tr> <td>市民環境部生活環境課</td> <td>課長</td> <td>村田 浩司</td> </tr> <tr> <td>こども政策部子育て政策課</td> <td>次長</td> <td>谷 泰彦</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局学校教育課</td> <td>課長</td> <td>中井さおり</td> </tr> </table> <p>《事務局》</p> <table border="0"> <tr> <td>教育委員会</td> <td>教育長</td> <td>西村 文一</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</td> <td>課長</td> <td>杉本 茂夫</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</td> <td>係長</td> <td>菊地 芳樹</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</td> <td>主査</td> <td>村長 宣亮</td> </tr> <tr> <td>少年センター</td> <td>所長</td> <td>大澤 崇</td> </tr> <tr> <td>少年センター(司会)</td> <td>次長</td> <td>安田 諭</td> </tr> <tr> <td>少年センター(記録)</td> <td>無職少年対策指導員</td> <td>角 直一</td> </tr> </table> | 甲賀市保護司会 | 会長 | 中本 欽三 | 甲賀市更生保護女性会 | 会長 | 辻 好子 | 甲賀市少年補導(委)員会 | 会長 | 林 善彦 | 甲賀市青少年育成市民会議 | 会計 | 中井れい子 | 甲賀市区長連合会 | 副会長 | 増田 信治 | 甲賀市PTA連絡協議会 | 顧問 | 戎脇 浩 | 甲賀市中学校校長会 | 校長 | 宮治喜代司 | 甲賀市湖南市高等学校校長会 | 校長 | 平野 宏文 | 甲賀公共職業安定所 | 統括職業指導官 | 谷 浩明 | 市民環境部生活環境課 | 課長 | 村田 浩司 | こども政策部子育て政策課 | 次長 | 谷 泰彦 | 教育委員会事務局学校教育課 | 課長 | 中井さおり | 教育委員会 | 教育長 | 西村 文一 | 教育委員会事務局社会教育スポーツ課 | 課長 | 杉本 茂夫 | 教育委員会事務局社会教育スポーツ課 | 係長 | 菊地 芳樹 | 教育委員会事務局社会教育スポーツ課 | 主査 | 村長 宣亮 | 少年センター | 所長 | 大澤 崇 | 少年センター(司会) | 次長 | 安田 諭 | 少年センター(記録) | 無職少年対策指導員 | 角 直一 |
| 甲賀市保護司会           | 会長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 中本 欽三   |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 甲賀市更生保護女性会        | 会長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 辻 好子    |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 甲賀市少年補導(委)員会      | 会長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 林 善彦    |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 甲賀市青少年育成市民会議      | 会計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 中井れい子   |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 甲賀市区長連合会          | 副会長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 増田 信治   |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 甲賀市PTA連絡協議会       | 顧問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 戎脇 浩    |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 甲賀市中学校校長会         | 校長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 宮治喜代司   |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 甲賀市湖南市高等学校校長会     | 校長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平野 宏文   |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 甲賀公共職業安定所         | 統括職業指導官                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 谷 浩明    |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 市民環境部生活環境課        | 課長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 村田 浩司   |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| こども政策部子育て政策課      | 次長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 谷 泰彦    |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 教育委員会事務局学校教育課     | 課長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 中井さおり   |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 教育委員会             | 教育長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 西村 文一   |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 教育委員会事務局社会教育スポーツ課 | 課長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 杉本 茂夫   |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 教育委員会事務局社会教育スポーツ課 | 係長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 菊地 芳樹   |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 教育委員会事務局社会教育スポーツ課 | 主査                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 村長 宣亮   |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 少年センター            | 所長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 大澤 崇    |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 少年センター(司会)        | 次長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 安田 諭    |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 少年センター(記録)        | 無職少年対策指導員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 角 直一    |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 7. 傍聴者            | 1人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 8. 会議資料           | 資料1 甲賀市少年センター協議会委員名簿<br>資料2 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針<br>資料3 平成31年度甲賀市少年センター活動状況について<br>資料4 令和2年度甲賀市少年センターの活動状況について<br>資料5 甲賀市少年センター条例<br>資料6 甲賀市少年センター条例施行規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |
| 9. 議事の結果概要        | 1. 会長の選任について<br>甲賀市少年補導(委)員会 会長 林善彦 を選任する<br>2. 平成31年度甲賀市少年センター活動状況について<br>事務局：資料により説明<br>3. 令和2年度甲賀市少年センター活動状況について<br>事務局：資料により説明<br>4. 意見交換<br>(1) 相談件数が増え、いろいろな活動を行い、職員は充足しているのか。<br>(2) 少年センターの移転について、協議を進めていただきたい。<br>(3) 少年センターが関係機関と繋がって、重点的に見守っていくことが本当に大事であると思う。<br>(4) 問題を抱える子の周りにいる子どもたちにも助けてあげられる、相談にのって                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |    |       |            |    |      |              |    |      |              |    |       |          |     |       |             |    |      |           |    |       |               |    |       |           |         |      |            |    |       |              |    |      |               |    |       |       |     |       |                   |    |       |                   |    |       |                   |    |       |        |    |      |            |    |      |            |           |      |

|         |                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | あげられるよう学校と協力してほしい。<br>(5) 大型店舗の現況把握のため、店主との連携をお願いしたい。                                       |
| 10. その他 | 報告<br>1. 甲賀警察署管内の状況<br>「甲賀警察署少年非行のあらまし」を配布<br>2. 甲賀公共職業安定所管内の就労状況<br>甲賀公共職業安定所 谷統括職業指導官より説明 |

【意見交換】

議 長： 今、少年センターから、平成31年度と令和2年度の前期分の活動状況の説明がありました。説明を聞くと、日々学校や関係機関との連携を強化していることや、特にメール、電話相談が著しく増加している。その中でも隠れ非行というか、小学生が特に増えてきているというのが、少し危惧するところかなと思いました。いじめや不登校、家族内の暴力とか親子関係で、メールや電話での相談が増えてきた。少年センターが、それだけ住民の皆さんに相談先として認められてきているのだと思います。これらの業務内容に見合った甲賀市少年センターとしての整備ですが、甲賀郡少年センターからスタートしています。甲賀市も合併してからもう16年以上経っていますので、現状の場所でのよいか、また、マンパワーの面とか、いろいろな課題があると思います。相談業務がこれだけ急増してくると、これに見合った設備とかも必要かなという思いもしました。それでは、資料に基づいて説明がありましたが、本日のこの協議会は各委員さんからの意見を一番大事にしたいと思いますので、今説明のあった部分等の質問も含めて、各委員さんから自由に発言をいただきたいと思います。発言の際には挙手をしていただき、事務局からマイクを持って行きますので、よろしくお願いします。各委員さん、何か意見等ございますか。はい、どうぞ。

委 員： 中学校の校長会の代表です。質問も含めてもよろしいですか。25ページの甲賀市少年センター条例の中に第5条で、「少年センターに、所長その他必要な職員を置く。」と書いてあるのですが、この必要な職員というのは何人ぐらいなのですか。今、相談件数が増えているという話がありました。また中学校としても、本当にお世話になっている状況があります。例えば、警察に補導または逮捕してもらって鑑別所に行って、そして学校へ戻って来る。この子たちがどういう大人になっていくのかを私たち大人が見ていかなければならないと思うのですが、そういった中で学校も話をする。それからまた、中には少年センターで話を聞いてもらいたいというような子どもたちも実際にいます。私の学校にもいまして、本当にお世話になっているわけですが、少年センターがいろいろなところで活動していただいている、学校では分からない他市との関連とかも掴んでいただいている。立ち直っていく子どもたちの支えにもなっているのかなと思うと、相談件数の増加、その他のことも含めると、ここの必要な職員というのは一体何人になるのかなと思いましたので、今まではどうだったか分かりませんが、現在の職員さんについて教えていただければと思います。

議 長： 今の少年センター条例の第5条ですが、行政的にはこういう「必要な職員を置く」という何人と決まってない方が、逆に増やすことができる面もあるかなと私は思ったのですが、これについて事務局から何か具体的な説明はございますか。

事務局： 少年センターは所長以下4名体制で、現在業務を行っています。昨今、学校との連携が多くなってきているところがあります。4名が多いのか少ないのかと言いますと、今後相談件数等々が増えてきた場合には、また所長等とも相談をしていきながら、現状も踏まえて検討していかなければならないと考えていますが、現在のところは4名体制でいっています。今のところ詳しくは話をしていませんが、かなり相談件数も増えていて一人に係る手間も多く、そうしたことも含めて今後、体制づくりについては検討していきたいと考えています。

議 長： 今、事務局から答弁がありました。委員さんよろしいですか。

委 員： 充実した体制を敷いてもらうためには人員の数が重要だと思います。社会全体が子どもたちを見ていかないと、なかなか難しいのが現状だと捉えています。学校も努力しますし、それが当然のことですが、それも含めて全員で見えていける体制を充実していけたらと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長： ただ今説明がありましたように、現状は4名で相談業務等を担当していただいています。無職少年の担当もおられますし、いろいろな面で今現在は4名体制であるということでした。先ほども言いましたように、この条例の中に何名と入れると改正する時には議会で議決していただかなければならないという面もあるので、逆に書いてない方が融通が利くという私素人としてはそのように思いました。相談件数がぐっと増えてきてマンパワーが必要ということになれば、それに併せて次年度一人二人増やしていただければと思います。これは予算が関係することですので、そこまで立ち入っては何とも言えませんが、人数が決まっていないうもよいのかなと私は思いました。間違っていれば申し訳ないのですが、その部分で他の委員さん、何かご意見ございますか。

委 員： 相談件数が県内でも非常に多いということを今報告いただきましたが、大津や高島に超してまだ多いというのは、何か相談しやすい体制をとっておられるのか。その根っこの部分に何かあるのか、どういう分析をされているのか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

事務局： 先ほど報告しましたように、県下には少年センターが16あります。その中で、相談件数が12月末現在で1178件、県下第一の数字になっているということですが、この数字のカウントについては、県の子ども青少年局が管理をされていて、どこのセンターも同じ基準でカウントをしています。各少年センターが県の青少年局に報告して、ここが取りまとめて県下に正確な数字として公表しています。従って、この1178件というのは同じ基準でカウントされていますので、やはりこれは現実的に多いだろうと認識をしています。この増加傾向についてですが、実は平成29年度は相談の合計件数は435件でした。平成29年度、30年度のセンター協議会で、「少年センターとしては、少年の相談活動をまず強化していただきたい。」という提言を連続していただいています。そのことから、少年センターの認知度を上げることはもちろんですが、やはり関係機関、特に学校との情報交換を密にして少年センターをアピールしました。すると、学校がもっておられる問題、さらに保護者が学校に相談されている問題、そのようなものが少年センターに相談していただくという状態が起ってこましました。ですから、認知度を上げるための広報啓発活動と、やはり学校との連携、特に訪問活動を強化したことが今になって功を奏してきたと思います。来年度の相談件数はどうなのかについては、こういう状態で上がっていますので、よほど安定的な要素がない限り極端に下がるということはないと思います。警察の検挙件数は減っています。けれども少年センターが受ける犯罪に至らない軽い問題ですね、暴行とかお金の持ち出し、家出などの相談を受けています。そのような相談がまだまだこれから増えてくるだろうと予測ができます。やはり一番大きいのは、平成29年度、30年度に提言いただいた活動を強化してきたことが今になってこういう状態になってきたと考えているところです。

委 員： ありがとうございます。大変よく分かりました。この席をお借りして、私保護司ですので、12月1日現在の甲賀市の保護観察の事案ですけれども、非常に動く数字ですが13名の保護観察の対象者がいます。その内6名が少年で、警察の少年非行もそうですが非常に少ない状況になっています。少年が非行を起こし家庭裁判所に送られて審理され保護観察を受ける。それか、少年院に送致されるとか、少年院を経て仮退院をして保護司の保護観察を受ける。それが少年のパターンなのですが、その数が6名ということで非常に少なくなってきました。少年センターの相談が非常に多いという、底辺でいろいろと対処していただいている効果が上がってきているのではないかと感じましたので、この数字を出させていただきます。

た。以上です。

委員： 一つ伺いたいと思います。平成31年度の活動状況の8ページ、9ページです。令和2年度の活動状況ですと14ページ、15ページですが、8ページを見ると相談者の区分で「本人」がすごく多くて「家庭」が53件と数字が出ています。9ページの類型では、「しつけ・生活」の相談が非常に多い。令和2年度の14ページ、15ページも同じような傾向が出ていると思います。「しつけ」の相談というと、保護者からというイメージがあるのですが、「家庭」からの相談件数が非常に少ない。「しつけ・生活」の相談というのは「本人」からと考えてよろしいのですか。

事務局： おっしゃる通り、「家庭」からの相談は確かに少ないです。全体から見ても少ないと思います。平成30年度、31年度に比べますと、まだ令和2年度は「家庭」からのいろいろな相談が増加してきているということがいえると思います。少年個々にこのセンターに来所します。「しつけ」という部分については、子どもですからもいろいろな話をします。小学生も何人か来ますし、学校に行かなくても少年センターには来ることができる子がいるのですが、そういう子どももセンターが面倒を見ていきます。その子どもに対しての指導、「ちょっとそういう考え方はあかんよ。」とか、「そんな生活をしていてはあかんよ。」というような指導をしています。こういうようなものも含まれるというふうにご理解をいただければと思います。現在、鑑別所を出てきた中学生2人、それから小学生、現在ある事情で来ていませんが、中学生や小学生が定期的に来所して、少年センターで話を聞いている、指導しているという状況です。もちろん、この中でいろいろな相談も受けますし、厳しい指導もしていきます。その状況によって、これは「しつけ」あるいは「生活」とカウントするというような状態でやっているとということをご理解いただければと思います。

議長： 今の説明でよろしいでしょうか。

委員： はい、結構です。

議長： 他の委員さん、何かご意見ございますか。

委員： 私も、議長さんや他の委員さんと同じで、事前に資料を見せてもらって、これだけいろいろ活動していただいて本当にセンターの職員さんが足りているのかな、大丈夫かなというのが一番感じたことです。一つ質問です。15ページの相談内容の内訳を見ますと、本当に「不登校」もすごく多いのですけれど、23ページには、不登校児童支援18回、不登校生徒支援3回とあります。これらの支援の成果というものは、そんなにすぐに出るものではないのですが、どうなのでしょう。子どもがたくさん相談するという事は、少年センターを身近に感じているということがすごく分かります。ましてメールとか、今の子どもに合った形で相談させてもらえる、受け入れてもらえるという、子どもたちにとってすごくありがたいことだと思います。それでも、不登校が多いということは悩みが深刻になるまでに子どもたちが相談できているのかなと思うのです。23ページにある不登校の児童や生徒への支援で先が明るくなっているのですか、すごく酷な質問なのですがどうでしょうか。右も左も向けない状態からですとすごく回復は遅いのですが、1回か2回の時に気楽に相談できたら、その分回復が早いかなと思います。いろいろな子どもたちの相談もそうですし、不登校もですけど、目先は明るくなっているのでしょうかという酷な質問です。

事務局： 明るい話なのかどうか分かりませんが、例を挙げさせていただきます。中学校の時、卒業式しか登校できなかった生徒がいました。卒業して通信制の高校に進学しましたが、非常に心配をしていました。中学校の方から、この生徒の将来についてどうしていくかということで、少年センターも関わることになり、今現在、センターの職員がその生徒の家庭に出向いてレポート提出などの指導をしています。その成果で、現在前向きに高校生活を送っている

状況です。中学校の時に、先生が家に何度も訪問はされていましたが、全く学校に足が向かず、何とか人と出会えるだけの生徒が、今現在、その課題をこなして何とか高校生活を送っていかうという状況です。この先は分かりませんが、これまでセンターがずっと見守っている中で、非常に大きな成果であるし、この生徒の頑張りはやっぱり認めてあげるべきかと思っています。また、現在中学生ですが、ちょっと中学校は行きづらい、友達の関係等もあって少年センターなら通えるという話をしましたので、不定期ではありますが中学校の訪問相談員の方に同行していただいて、センターの一室でセンターの職員も同席しながら学校復帰に繋がるような関わりをもっているところです。今、二つの例を挙げましたが、皆さんもよくご承知のように不登校につきましても、即効的な解決方法はありません。何とか社会と繋がるための一つのサポート機関として少年センターがあるという認識で進めています。以上です。

委員： ありがとうございます。頑張ってください。私も昨日、高校のテレビを見たのですが、大人が子どもたちに関わろうという本気が子どもたちを支え、また動かしていくものであるとすごく感じました。そういう意味からいくと、本当に少年センターはいろいろな関係機関に繋がっていると思います。それをもっと重点的にすれば、小学生の相談件数が増えているというのも早くから少しでも芽を摘んで、普段の子どもたちになれるように見守っていくのが本当に大事なかなと思います。私たち更生保護女性会も、「声かけ」というのは本当に大事なことだと思いますので、これからも頑張って「声かけ運動」をしていきたいと思います。ありがとうございました。

議長： ありがとうございました。他にどうでしょうか。

委員： 青少年の方で携わらせてもらっているのですが、先ほど「隠れ非行問題」と言われましたが、今、非行の低年齢化が話題になっていますが、これはやはり小学生とかの関係が多いのでしょうか。

事務局： 「隠れ非行問題」というのは公的な言葉ではありません。今まで表に出てこなかった相談が少年センターの方に持ち込まれてきていることによって、少年センターが考えた、印象をもったということでご理解いただければよいと思います。やはり、低年齢化してきているということは肌で感じます。学校等との連携を深めたことによって、実はこんな子どもがいる、こんな家庭の子どもがいるという相談をたくさん受けるようになりました。もちろん学校だけではなく、関係機関からもそのような話を聞くと、学校の先生に、保護者を少年センターにつないでいただけませんかと依頼して、保護者にセンターに来ていただいて相談をしているというケースが増えてきています。小学校におけるケース会議だけでも、現在4、5件に少年センターも関わっています。学校はもちろん、それぞれの関係機関も一生懸命対応されていますが、家庭支援については関われるが、少年非行への対応のノウハウを持っていないということで少年センターに依頼が来るケースがあります。このようなケースを受ければ受けるほど低年齢化傾向になっていきます。少年センターでは、先ほども言いましたが対象の子どもたちに、しつけ面や社会生活を営んでいく上での常識などを指導しています。他のケース会議では、解決するにはちょっと時間がかかるかなという問題をたくさん抱えておられることもあります。小学校で破損行為や暴力を振るうという問題がありますが、そういった相談ですとか、カッとなったなら止まらない子に対する相談など、本当にどんどん増えてきていますので、肌身で低年齢化しているということは思います。ただ、相談件数が増えればなしということではいけません。関係機関や保護者の方と協力してその問題が解決するよう関わっていく。解決すると、それで一旦件数的には収まりますので、そういう面で件数を減らしていくという努力をしていこうと考えているところです。

委員： ありがとうございます。私も実は学童保育に携わっているのですが、中学年ぐらいの小学校の子どもで、すごくやんちゃな子と仲の良い子がいて、同じようにやんちゃをしているので

すが、ところが、この子が一人になると悩みを打ち明けてくるのです。やんちゃな子と一緒にいるのが辛いと言うのです。でも、やんちゃな子の前では同じようにやっています。その子を見ていると、何かやんちゃをしている子よりも、この子の方がちゃんとしてあげないと精神的に辛いというのが見えているのです。こういう子の方が非行に引きずられたら、かわいそうやなとか危ないなとか思うようになって、非行の低年齢化というのも分かるのですが、学校側と協議をされて、その周りにいる子たちを何とか助けてあげられるように、相談に乗ってあげるようにしてあげてほしいと思っています。

事務局： おっしゃる通りだと思います。子どもさんもそれぞれ特性があります。少年センターに一人で来るときはおとなしくしていて、厳しく言っても何も怒らないわけですが、ところが学校へ行って集団の中に入ると、先生方の指導に対して暴力を振るうという早変わりをする子がいます。ですから、それぞれの特性をしっかりとつかんで対応していかなければならないのですが、今言われた周りの子どもさんの影響というのは、特性も関係していると思いますので、学校と連携しながらこの子に対してどういうふうな対応、接し方をするのがよいのかということなど協議していきたいと思っています。

委員： ありがとうございます。よろしくお願いします。

議長： 他に、何かありますか。

委員： 3点ほど聞かせてください。まず1点目は、大型量販店に子どもたちの様子を見に行っていることはよく分かっています。私も水口のアルプラザに店を出しているのですが、来店する子どもたちが大分少なくなったと言ってもらっても、コロナ禍で少し違う問題が起こっていて、年末も学校教育課の方に言わせていただきました。フードコートでも、椅子を相当間引いて少なくしているのですが、動かせる椅子ですので持って寄って、大勢がマスクを外して大きな声で騒いでいる姿を見ると、これは非行とは全然違いますが、我々が会食は控えようというのと逆行するような動きを子どもたちがしていたので、学校の方から注意をしていただいた方がよいのかなという気もしています。また、相変わらず定期的に火事でもないのに火災報知器が鳴る。「逃走中」という番組があったら、すぐに鬼ごっこをする中学生がいっぱいいる。このようなことなどは、日常的に店にいるとよく分かります。最近あまり行かないので、聞いている話も含めてですが、現場を見に行っているのも一つですけれど、現場の声をどのくらい聞いていただいているのか、平和堂でいうと総務次長や警備の責任者はかなり綿密に把握をしていますので、そのあたり情報として普段から接点を持っていただいているのかを、まず1点お聞きをしたいと思います。それから、先ほどからも出ていて重なるのですが、相談の対象の方ですが、少年センターの認知度もどんどん上がっているとは思いますが、私はPTAの会長も何回もさせていただいて、そのころからその立場で相談に寄せていただいたこともあります。私はよく分かっているのですが、私の家内は少年センターという存在を知らないのです。ほぼ問題なく育てておられるご家庭のお父さん方やお母さん方は、あまりご存知ないのではないかと思います。そのような中で、一つは学校から紹介されてというのがきっかけになるかとは思いますが、本人からの相談は、何か子どもたちに対して直接、例えばよくある、「自殺を考える前に、ここへ電話をしてね!」のようなカードを子どもたちに配ったりとかして、「何か困ったら1回相談して!」と子どもたちに直接訴えかけているようなことがあるのかどうか。子どもからの相談で、最初のきっかけはどんなことから始まるのかを教えてください。3点目は、少年センターの認知度を高めることの必要性は私も認識しているのですが、議長が言われましたセンターの位置が、今のままでよいのかどうかについて考えを教えてください。少年センターは、今は中央公民館の別館で目立たないところでやっただけです。私はよく知っていますが、一般の方は別館ってどこにあるのか知らないという方もおられます。建物自体の老朽化もあって、今後建て直しも含めて何らかの移転なり、1回行ってから戻ってくるなりの移動は、必然的に起こってくると思いますが、センターの所長以下職員の間で、移動

するなら目立たない場所がよいのか、アピールできる目立つ場所がよいのか、現場の感覚としてどうなのかを教えをいただきたいと思います。

議 長： 今の委員さんからの質問について説明していただけますか。

事務局： 1 番目の質問ですが、量販店に店を出しておられていろいろな現状を知っておられると思います。少年センターも量販店に行くと、警備員さんとか、店員さんに声掛けをさせていただいて、最近の状況を聞くことがあります。ところが、アルプラザのような大きな店舗になると、細かなところまでは聞けないし、店長さんなど責任者の方となかなかお話をさせていただくという機会が確かに少ないです。今ご指摘のことについては、これから積極的にやっていかねばならないと感じた次第です。これまでも、警備員さんに話は聞いています。「最近、このような中学生が来ていて、時々見回ると壁に穴が開いていた。」とか、「中学生が屯していた直後に自転車がなくなった。」というような情報をいただいています。ご指摘のその部分については、来年度は定期的にそういう店の方と情報交換をする機会を作ろうと思った次第です。ありがとうございます。次に2 番目の質問ですが、12 月末から年度末にかけて、市内のほぼ全小学校で少年補導委員さん、少年センターそして警察の3 者一体になって薬物乱用防止教室を行っています。この場において、いろいろな啓発グッズを配布しますが、補導委員さん手づくりの「しおり」、ここにはメールアドレスや電話番号、困ったときはこうですよというようなことが書いてある「しおり」も渡しています。また中学校では、入学する生徒全員に手づくりの「しおり」を地区の補導委員会として渡しています。一つの例として、中学生になってから「いじめを受けている。」というメール相談をしてきました。そのきっかけは、小学校6 年生のときの薬物乱用防止教室で配ったこの「しおり」でした。ですから、このようなものについてもやはり効果はあります。けれども、子どもが積極的に相談を持ちかけてくるというような方法は、これからまだまだ工夫していかなければならないと考えております。3 番目のセンターの場所ですけれど、以前、「なぜ少年センターはここにあるのか。」ということを知ったところ、相談に来る保護者の方などから「目立たないように行きたい。」という思いに応えるためにこのような場所になっているという説明を受けました。しかし、実際私が初めて少年センターに入るときは、少し躊躇する気持ちがやはりありました。今日も午前中に高校の元校長先生が用事で来られたのですが、「ちょっとこれでは相談に来にくいなあ、もっと明るいところへ行ったらどうや。」と言われました。以前の話も分かるのですが、今ではここに来られる方はそんなに隠れて来られているということはありません。かえって人が大勢行き来する場所であれば、逆に目立たないこともあるかと思えますし、その方を望まれているという実情ですので、移転になった場合はこのような観点で考えていただけるとありがたいと思っています。以上です。

委 員： 認識不足のところもたくさんありましたので、教えていただいてありがとうございます。量販店の方は、またよろしければ繋がるようにさせていただきます。県の人権推進協議会でも企業の部で、平和堂など滋賀県の中では大企業として率先して関わっています。また、県のPTAの役員をしていた時もそうでしたが、そういうところできちんと関わってもらえるのも一つの方法かと思えます。関係機関を少し拡大して、この席に「大型量販店代表」で委員としてここに座っていただいて、センターが把握している現状も分かってもらいながら、店の現状を報告されてもよいのではないかと思います。そこまで行くのは少し先としても、マクドナルドの横のガラスが定期的に割られるとか、去年は、駐輪場に停めてある自転車のカゴに入れておいた中学生のカップがどんどんなくなっていくということがありました。そういうことも店サイドは全部把握していますので、またきちんと聞いていただければありがたいと思います。移転の件については、別の立場でも少し動かしてもらえたらと思います。

議 長： いろいろと委員さんから活発なご意見をいただきましてありがとうございます。今現在、予定の時刻の3 時になりましたけれども、最後に、私も去年のこの協議会の資料も見せていただいた中で、先ほども委員さんからもありましたが、今の少年センターの移転の問題です。

これについて、やはり来所相談しやすい場所がよいのではないかと思います。今現在の中央公民館別館に移転されたときには、実は私も関係しておりまして、引っ越しの荷物を運んだりした経験があります。当時は昭和の時代でしたので、それから状況もいろいろ変わってきています。前回の協議会でもいろいろ議論もあったようですので、その時の内容も知っておられる委員さんもおられると思います。今現在の少年センターの移転の話とか、中央公民館や旧の体育館とか、いろいろなものがあるかと思いますが、どのように進展していくのか、現時点で事務局の方で答えていただくことがあればと思いますのでよろしくをお願いします。

事務局： はい。今現在の状況ですと、体育館の方が新築移転をしましたので旧の体育館は開いていません。この後、中央公民館も含めてどうなるのかというところですが、公民館の方も大分老朽化をしています。そこも含めて改修をしていかなければならないというところで現在進んでいます。ただどこにもその話はさせていただいておりません。ただ、これからその話も出ていくのですが、これまで協議会におきましても少年センターの移転の話が出ていたとは思いますが、早急に改修をさせていただく中で、これまでのお話では、もう先に移転とかそういう話もあったかと思うのですけれども、今現在の状況でいきますとちょっとこれは難しいのではないかというふうに今考えております。そうしたことで移転の時期については、今後体育館や中央公民館も含めた全体の中で、移転先になるのか、今の場所になるのか、ここにおられる皆様方、そしてまた地域の皆さんにも当然ご意見を聞きながら進めていかなければなりません。ただ、少年センターの場所も大分古いことは担当課ですので分かっていますので、早急にそのようなことは掛かっていきたいと思っております。ただ、今現在でいえるのは改修する時期ではない、難しいかなというふうなことは思っています。そういう形でいきますので、もう今しばらくは今の場所で何とかやってもらいながら必要な修繕等については、当然やっていこうと思っています。そういうようなことでご理解をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長： はい。事務局から現状について説明がありました。これについて意見等委員さんの方でありましたら、短時間ですけれどもご発言いただければと思いますので、よろしくをお願いします。今の少年センターの移転の話の部分です。これに絞って委員さんから何かありましたら、具体的にご発言を短時間でしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員： 移転の際にという話はよく分かりました。市の財政の方との問題もありますので、先ほどの職員の数もそうですけれども、ただ、この場では、これだけの相談を受けて、子どもたちの立ち直りや横へ行くことを防いでいただいている、捕まえる警察、指導していく学校、その間に立って本当にサポートしていただいているというこの位置付け、少年センターの存在意義というのか、これはここでみんなで確認できたらなと思います。その意義のためにどうしていったらよいのかという視点を盛り込んで、今後考えていっていただけるとありがたいと思ひます。それ以上のことは、私たちの立場では何も言えませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長： ありがとうございます。本日の甲賀市少年センター協議会は、委員さんから率直な意見を聞かせていただいて、それを行政当局の方にお願ひさせていただくというかそういう部分で、一番初めの教育長の挨拶にもありましたけれども、やはり次の世代を担っていく子どもたちが、青少年育成の中で横道にそれていかないように、特に相談業務など、そのような部分が重要ななっていると思ひます。特に去年は、学校が閉鎖になったというか3ヶ月動いてなかった部分もあり、相談業務等が特段に増えてくることもあるのかなと私個人的には思ひたのですが、いろいろな行政でもそうですけれども、やはりマンパワーが最低限必要であって、なおかつ建物もそうなのですが、そういう対応をしていただくマンパワーの充足というのがやはり一番でもあるし、次が、今もご発言いただきましたけれども、本当にこの甲賀市の少年センターが地域の住民さんから信頼されて相談される窓口になっていけるとい

うな部分もあると、やはりもう少しマンパワーが足りないような雰囲気があるという思いもしていますので、本日、委員の皆様からのご意見も頂戴させていただきました。まずはそういう人間的な面、それから移転が3番目になるのかどうか分からないのですけれども、私は2番目にやはり移転、今の場所ではやはりどうかという思いもしていますので、良い場所があれば早急に移転、移転だけの経費というのはそれほどかからないと思うのですけれども、今空いている場所を改修とかになればその工事費も必要と思われるので、そういう面も含めて、教育委員会で議論していただければと思います。最後に、私も先日、ある小学校のコミュニティスクールの設立の会議に委員として参加させていただきました。やはりこういう学校運営協議会、コミュニティスクールが来年から甲賀市内もできてくるということになれば、その中に、事案によって少年センターが入っていくことが必要になってくるとなれば、また、マンパワーが必要になるのかなという気もしました。コミュニティスクールについて、もしも今、言っていただける内容があれば事務局の方から教えていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

事務局： はい、ありがとうございます。学校の方でコミュニティスクールの設立をさせていただき、それについては、学校教育課の方で対応しております。これにつきましても、いろいろな学校の方針等を決めていただいたことを、今度は地域を担う者が何とかその子どもたちのためにいろいろな支援、特に放課後の子どもの教室であったり、その他いろいろなことに関わっていくことで、また反映してくるのですけれども、何校かは来年度立ち上げていただけるようには聞いているのですが、まだ年が変わってからになります。具体的なことは、また次回のときにお話をさせていただけたらと考えております。そしてもう一つ、今議長さんの方からマンパワーという話をお聞きしました。ただ、今4人で頑張っているのですが、それで甲賀市内全域を回っています。当然、4人が5人になっても全域を回るということにはそれだけでは、やはり人数も限りあります。当然、皆様方のご協力を得ながら、学校にも協力をいただきながらしていかなければいけないということがございますので、その辺、またご協力をいただきますよう、よろしくお願ひをいたします。以上でございます。

議長： ありがとうございます。少し私の余計なことを聞かせていただいて申し訳ございませんでした。時間的に10分以上経過しております。本日のこの協議会につきましては、先ほども言いましたように、今も少しありましたけれども、人的な面とか、施設の移転の話とか、そういう面をこの協議会の結果として、提言まで行くかどうか分かりませんがさせていただいて、教育委員会で協議していただき、その結果報告をしていただければと思いますので、その点も配慮をお願ひしたいと思います。本当に時間が超過いたしまして皆さん申し訳ございませんでした。本当に熱心なご意見、大変ありがとうございます。これをもちまして、本日の議事については終了させていただきます。皆様のご協力で議事を無事進行することができました。ありがとうございます。